

消費者庁による振り込め詐欺救済法に係る取組について

資料目次

○ 平成 22 年 7 月 27 日 犯罪対策閣僚会議(第 15 回会合)

- ・「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム検討結果に係る取組状況について」 …… P1
- ・「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の情報提供の迅速かつ確実な実施について」(平成 22 年 6 月 18 日ワーキングチーム申合せ) …… P2
 - 平成 22 年 7 月 14 日消政調第 63 号「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」 …… P3

○ 平成 23 年 7 月 26 日 犯罪対策閣僚会議(第 18 回会合)

- ・「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果に係る取組状況について」 …… P6
- ・「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」(平成 23 年 6 月 28 日ワーキングチーム申合せ) …… P7
 - 平成 23 年 9 月 12 日消政策第 68 号「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について—昨年度の実績のお知らせと更なる取組のお願い—」 …… P8



消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム検討結果に係る取組状況について

- ◇ 平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議（第12回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」を設置
- ◇ 平成21年6月17日 ワーキングチーム（第7回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム検討結果」をとりまとめ
- ◇ 平成21年6月26日 犯罪対策閣僚会議（第13回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム検討結果」を報告

取り組むべき重点への主な取組状況

- 1 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上
 - ・ 各種連絡会議を開催し、関係省庁間の連携強化・情報共有を図るとともに、立入検査技術、事例研究及び告発事例等について研修を実施。
 - ・ 各種研修会を開催し、悪質な法令違反等については、告発を行うなど適切な措置を講ずるよう周知。
 - ・ 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」において、都道府県の先進的な事例を紹介また、地方自治体に期待される取組及び消費者庁の取組・支援策を提示。
 - ・ 事業者団体に対する各種講習、定期的な立入検査、苦情モニタリングの実施等により、事業者自身や事業者団体による法令等遵守を促進。
 - ・ 情報提供や苦情等に対して適切に対応するための会話手法に関する研修会を実施。
- 2 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立
 - ・ 警察と都道府県（又は地方機関）で構成する連絡会議を開催し、定期的な情報交換を実施。
 - ・ 行政庁が違法業者の情報を入手した場合、早期の段階から、警察と連絡を取り、双方で連携して被害の拡大を防止。
 - ・ 行政庁と警察との間の人事交流による連携強化・情報交換の円滑化の推進。
- 3 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備
 - ・ 消費生活侵害事犯利用口座の凍結のため、金融機関に対する情報提供を幅広く実施。
 - ・ 警察庁において、金融庁、証券取引等監視委員会等と「資産形成事犯対策ワーキングチーム」を、消費者庁等と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置。
 - ・ 人員配置の変更及び課の新設により取締体制を整備。
 - ・ 全国会議を開催し、最新の消費生活侵害事犯の手口や検挙事例について情報共有を図るとともに、全国の検挙事例についてのケーススタディを実施。また、若手捜査員等を対象とした研修を開催し、捜査手法等の習得を促進。

今後の方針

- ・ 関係省庁は、別添の申合せのとおり口座凍結のための金融機関に対する情報提供を実施。
- ・ このほか、各省庁における取組の好事例等も参考に、引き続き、関係機関の緊密な連携を図り、消費生活侵害事犯対策を積極的に推進。

金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について

〔平成22年6月18日〕

消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ

関係省庁においては、「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」を踏まえ、国民の生命・身体・財産に被害を及ぼす消費生活侵害事犯への対策の強化を明確に意識しつつ、各種研修会等の実施による職員の能力向上、行政庁と警察との間での連携強化・情報共有等の取組が着実に進められており、一定の成果を上げてきているところである。

しかしながら、現在も、高齢者をねらった悪質商法事犯、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯等による被害は後を絶たず、国民の不安感が払拭されるまでには至っていない。消費者の目線に立ち、国民の安全・安心を確保するためには、行政権限の発動や取締りはもとより、消費生活侵害事犯に係る被害拡大防止・被害回復支援対策に重点を置いた取組を政府一丸となって更に進めていく必要がある。

こうした中、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「法」という。）第3条に定める金融機関が行う犯罪利用預金口座等に係る取引の停止等の措置（いわゆる口座凍結）は被害拡大防止・被害回復支援対策として非常に有効であることから、行政庁及び警察は、上記の政府一丸となった取組の一環として、消費生活侵害事犯につき、同法の定める犯罪利用預金口座等である疑いがある預金口座等を認知した場合には、当該口座及びその不正利用に関する情報を、金融機関に対して提供することとする。

関係省庁においては、地方支分部局を含めて、この情報提供の迅速かつ確実な実施を徹底するとともに、地方公共団体や独立行政法人国民生活センター等の関係機関に対し、金融機関への情報提供が着実に実施されるよう依頼することとする。

なお、関係省庁及び関係機関による情報提供並びに金融機関による口座凍結の円滑な実施に資するため、関係省庁間において実施方法等に関する情報の共有を図るなど必要な措置を講ずるものとする。

消政調第63号
平成22年7月14日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当部長 殿

消費者庁政策調整課長
(公印省略)

金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する
情報提供の迅速かつ確実な実施について

日頃より、消費者行政の推進にご協力頂き、ありがとうございます。

高齢者をねらった悪質商法事犯や、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯等による被害の発生が後を絶ちません。このような事犯に対しては、取締り強化や積極的な注意喚起の実施等のもとより、被害拡大防止・被害回復支援対策を適切に講じていく必要があるところです。

かかる対策としては、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。いわゆる振り込め詐欺救済法。以下「法」という。）第3条に定める金融機関が行う犯罪利用預金口座等に係る取引の停止等の措置（いわゆる口座凍結）が有効であると考えられるところです。

今般、国の関係省庁で構成する「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」において、金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供について、迅速かつ確実な実施を徹底するとともに、地方公共団体や関係機関に対しても金融機関への情報提供が着実に実施されるよう依頼する旨の申し合わせがなされたところです（別添1）。

金融機関に対する情報提供については、従来から、地方公共団体の消費者相談窓口等において、地元の警察当局とも連携しつつ、適切に実施されているものと考えられますが、上記申し合わせの趣旨を踏まえ、改めて情報提供の着実な実施を徹底していただきますよう、お願いいたします。

なお、内閣官房において、関係諸機関のご参考までに、情報提供様式の雛形（別添2）を作成しております。適宜ご参照ください。

おって、貴都道府県下の市町村消費者行政担当課及び消費生活センターにも本件について周知して頂きますようお願いいたします。

担当：消費者庁政策調整課
政策企画専門官 岡本
電話 03-3507-9187

金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について

〔平成22年6月18日〕
消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ

関係省庁においては、「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」を踏まえ、国民の生命・身体・財産に被害を及ぼす消費生活侵害事犯への対策の強化を明確に意識しつつ、各種研修会等の実施による職員の能力向上、行政庁と警察との間での連携強化・情報共有等の取組が着実に進められており、一定の成果を上げてきているところである。

しかしながら、現在も、高齢者をねらった悪質商法事犯、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯等による被害は後を絶たず、国民の不安感が払拭されるまでには至っていない。消費者の目線に立ち、国民の安全・安心を確保するためには、行政権限の発動や取締りはもとより、消費生活侵害事犯に係る被害拡大防止・被害回復支援対策に重点を置いた取組を政府一丸となって更に進めていく必要がある。

こうした中、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「法」という。）第3条に定める金融機関が行う犯罪利用預金口座等に係る取引の停止等の措置（いわゆる口座凍結）は被害拡大防止・被害回復支援対策として非常に有効であることから、行政庁及び警察は、上記の政府一丸となった取組の一環として、消費生活侵害事犯につき、同法の定める犯罪利用預金口座等である疑いがある預金口座等を認知した場合には、当該口座及びその不正利用に関する情報を、金融機関に対して提供することとする。

関係省庁においては、地方支分部局を含めて、この情報提供の迅速かつ確実な実施を徹底するとともに、地方公共団体や独立行政法人国民生活センター等の関係機関に対し、金融機関への情報提供が着実に実施されるよう依頼することとする。

なお、関係省庁及び関係機関による情報提供並びに金融機関による口座凍結の円滑な実施に資するため、関係省庁間において実施方法等に関する情報の共有を図るなど必要な措置を講ずるものとする。

〇〇〇〇銀行 〇〇支店長 殿

〇〇発第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇〇所長
〇〇 〇〇 印

預金口座等の凍結依頼について

下記の預金口座等は、犯罪利用預金口座等の疑いがあることから、今後の被害拡大を防止するため、当該預金口座等の凍結を検討していただきたく依頼します。

記

1 預金等種別

- 普通
- 当座
- その他 ()

2 口座番号

3 口座名義人

4 疑われる犯罪の種別

- オレオレ詐欺 (恐喝)
- 架空請求詐欺 (恐喝)
- 融資保証金詐欺
- 還付金詐欺
- インターネット・オークション詐欺
- 出資法 (高金利) 違反
- 出資法 (預り金) 違反
- その他 ()

5 その他参考事項

連絡先

〇〇〇〇所 〇〇 〇〇
電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 口座名義人への凍結依頼元に関する情報の開示に当たっては、事前に御相談いただきますようお願いいたします。

「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」に係る取組状況について

- ◇ 平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議（第12回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」を設置
- ◇ 平成21年6月17日 ワーキングチーム（第7回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」を取りまとめ
- ◇ 平成21年6月26日 犯罪対策閣僚会議（第13回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」を報告
- ◇ 平成22年7月27日 犯罪対策閣僚会議（第15回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」に係る取組状況及び「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」（平成22年6月18日ワーキングチーム申合せ）を報告

- 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上
 - ・ 各種連絡会議を開催し、関係省庁間の連携強化・情報共有を図るとともに、立入検査技術、事例研究及び告発事例等について研修を実施
 - ・ 各種研修会を開催し、悪質な法令違反等については、告発を行うなど適切な措置を講ずるよう周知
 - ・ 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」において、都道府県の先進的な事例を紹介するとともに、地方公共団体に期待される取組及び消費者庁の取組・支援策を提示
 - ・ 事業者団体に対する各種講習、定期的な立入検査、苦情モニタリングの実施等により、事業者自身や事業者団体による法令等遵守を促進
 - ・ 情報提供や苦情等に対して適切に対応するための会話手法に関する研修会を実施
- 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立
 - ・ 警察と都道府県（又は地方機関）で構成する連絡会議を開催し、定期的な情報交換を実施
 - ・ 行政庁が違法業者の情報を入手した場合、早期の段階から、警察と連絡を取り、双方で連携して被害の拡大を防止
 - ・ 行政庁と警察との間の人事交流による連携強化・情報交換の円滑化の推進
- 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備
 - ・ 人員配置の変更及び課の新設により取締体制を整備
 - ・ 全国会議を開催し、最新の消費生活侵害事犯の手口や検挙事例について情報共有を図るとともに、全国の検挙事例についてのケーススタディを実施
 - ・ 若手捜査員等を対象とした研修を開催し、捜査手法等の習得を促進
- 金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施
 - ・ 関係省庁において、金融機関に対する情報提供の迅速かつ確実な実施について周知徹底
 - ・ 地方公共団体や（独）国民生活センター等の関係機関に対し、金融機関に対する情報提供が着実に実施されるよう依頼
 - ・ 関係省庁及び関係機関から金融機関に対し、犯罪利用預金口座等に関する情報を提供
 - 都道府県警察から平成22年中14,884件
 - 金融庁及び各財務（支）局から平成22年度中5,877件
 - 消費者庁、都道府県・政令指定都市及び（独）国民生活センターから平成22年度中139件
- 今後の方針
 - ・ 関係省庁は、別添の申合せのとおり、消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報を警察へ提供
 - ・ このほか、各省庁における取組の好事例等も参考に、引き続き、関係機関の緊密な連携を図り、消費生活侵害事犯対策を積極的に推進

消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について

平成 23 年 6 月 28 日

消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ

消費生活侵害事犯の被害は依然後を絶っておらず、その被害を防止し、被害回復を支援するためには、関係省庁が犯罪利用口座凍結のための金融機関への迅速な情報提供、法執行等の諸対策及び連携を一層進めていくことが必要である。

特に、社債、未公開株、ファンド、外国通貨等の取引やこれら投資被害からの回復を装う利殖勧誘事犯は、被害が深刻な状況にある。その犯人グループは、犯罪を生業としているプロの犯罪者であるため、その被害を防止し、被害回復を支援するためには、犯罪利用口座凍結に加え、捜査機関において被疑者を検挙し、犯人を処罰していくことが不可欠である。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）では、「悪質商法による消費者被害の防止」の項において、「悪質商法による消費者被害を防止するため、関係省庁が連携して、（中略）悪質商法に関する情報の共有を図る（略）」と定められている。

よって、関係省庁は、地方支分部局を含め、自らの相談窓口寄せられた消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談につき、相談者が警察への情報提供に同意することが確認できた場合には、具体的な相談内容及び相談者に連絡するために必要な情報を、速やかに警察庁に提供するものとする。

また、消費生活相談業務を行う所管の独立行政法人に対し、同様の取組を実施するよう依頼するものとする。

さらに、地方公共団体の相談窓口寄せられた消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談につき、相談者が警察への情報提供に同意することが確認できた場合には、具体的な相談内容及び相談者に連絡するために必要な情報を、速やかに都道府県警察に提供するよう依頼するものとする。

なお、関係省庁及び警察庁は、消費生活侵害事犯の被害防止や被害回復を図るため、必要な措置を講ずるとともに、互いに関係情報を共有するなど連携を深めるほか、引き続き、地方公共団体及び都道府県警察といった現場レベルにおいても、連携が更に深まるよう努めるものとする。

消政策第68号
平成23年9月12日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当部長 殿

消費者庁
消費者政策課長
(公印省略)

金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する
情報提供の迅速かつ確実な実施について
——昨年度の実績のお知らせと更なる取組のお願い——

日頃より消費者行政の推進にご協力頂き、ありがとうございます。

標記については、平成22年6月18日の消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ(別添1)を受け、金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の着実な実施をお願いしております(別添2)。

その後、平成23年5月には、標記情報提供に係る実施状況のフォローアップにご協力いただきました(別添3)。

おかげをもちまして、消費者庁及び都道府県・政令指定都市(消費生活センター等)などにおける情報提供の実施件数は、従来の実質ゼロから、平成22年度は139件となっております。皆様にお取り組みいただいた結果が数字にも表れることとなり、改めてご協力にお礼申し上げます。

他方、他省庁等と実施件数を比較しますと、なお一層の取組の余地があるのではないかと期待もごさいます。また、消費者庁に設けた「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」の取りまとめ(平成23年8月18日公表)においても、金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供に積極的に取り組むとともに、各都道府県知事、市町村等関係行政機関に対しても、上記情報提供に一層取組の強化を図るよう要請する必要性がある旨示されたところですので、つきましては、今後一層の取組強化を図っていただくようお願いいたします。

これに関連して、2点情報提供いたします。

- (1) 消費者庁では、皆様からニーズの把握を行った上で、平成23年2月、金融庁に対し各財務局による地方公共団体の消費生活センター相談員等を対象とした研修会の開催を依頼いたしました。これを受け、各財務局において研修会等が順次実施されているところです。貴センターの最寄り地における実施の予定については、貴地を所管する財務局にお問い合わせください。
- (2) 消費者庁に電話などでいただいた照会やフォローアップの際に皆様からお寄せいただいたご質問等に対し、消費者庁としての考え方を示した「振り込み詐欺救済法に基づく口座凍結Q&A（よくある質問）」を、別添5のとおり作成しました。金融機関への情報提供を行う上でご参考にしていただければ幸いです。

なお、各都道府県におかれましては、管内の市町村消費者行政担当課及び消費生活センターにも本件について周知していただきますようお願いいたします。

担当：消費者庁消費者政策課 岡本、田中 電話 03-3507-9187
